【別紙】

地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の参加資格の特例

(1) 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属し、各都県中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。

(2) 関東中学校体育大会に参加を希望する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は以下の条件を具備すること。

① 関東中学校体育大会の参加を認める条件

ア 関東中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

イ 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致している（中学校に在籍している生徒であること）。

ウ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）にあっては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。

エ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン』（令和４年１２月スポーツ庁発出）の「２ 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進、３ 適切な休養日等の設定」を 遵守していること。

オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは関東各都県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で関東各都県中学校体育連盟に登録していること（加盟費については、関東各都県中学校体育連盟の規定による）。

カ 関東各都県における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

キ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）で関東中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。

ク　地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）による合同チームの参加は認めない。

ケ　地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は、その組織内に各都県中学校体育連盟および各競技部と随時連絡が取れる部門を設置し、責任者を置くこと。

② 関東中学校体育大会に参加した場合に守るべき条件

ア 関東中学校体育大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 関東中学校体育大会参加に際して、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）においては、責任ある代表者・ 指導者が生徒を引率すること（引率細則は適用する）。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

ウ 関東中学校体育大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。

エ 団体競技における地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）名での出場は１チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。

③ 参加を認めない場合

ア 関東中学校体育大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

　※１ この特例は、令和５年４月１日より適用する。

　※２ この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

　※３ この特例は、今後も検討を続けていく。